

○黒松内町にぎわいづくり条例施行規則

(令和2年3月25日規則第14号)

改正 令和5年3月24日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、黒松内町にぎわいづくり条例(令和2年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(備品の範囲)

第2条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、その1個当たりの価格が20万円を超えるものとする。

(事業計画)

第3条 条例第9条第1項に規定する計画の提出は、別記第1号様式(以下「計画書」という。)に、計画書に付記する添付書類を添えて行う。

2 条例第9条第2項に規定する審査結果の通知は、別記第2号様式(以下「通知書」という。)により行う。

3 前項の通知は、計画書の提出のあった日から14日以内に行う。ただし、受給資格の審査に日時を要する等、特別の理由があるときは、この期間を延長することができる。

(実績報告)

第4条 黒松内町補助金交付規則(昭和50年規則第2号。以下「補助金交付規則」という。)第14条の規定による実績報告の際には、補助事業等実績報告書及び関係書類に、事業完了写真、領収書等支払いを証明する書類及び預金残高証明等資金の調達方法が分かる書類を添付しなければならない。

(承継届)

第5条 条例第12条の規定による承継者は、承継届(別記第3号様式)により、町長にその旨を届け出なければならない。

(営業開始届)

第6条 新規開業奨励金の交付を受けた者は、対象業種の営業を開始したときは、その日から起算して10日以内に営業開始届(別記第4号様式)により、町長にその旨を届け出なければならない。

(産業休止等届)

第7条 条例の規定による奨励金の交付の決定を受けた者は、対象業種の営業を休止、廃止又は内容を変更したときは、その日から起算して10日以内に営業休止(廃止、変更)届(別記第5号様式)により、町長にその旨を届け出なければならない。

(営業状況報告)

第 8 条 条例の規定による奨励金の交付の決定を受けた者は、奨励金の交付を受けた日の属する翌年及び翌々年の 5 月末日までに、対象業種の営業の状況の変化を、営業状況報告書(別記第 6 号様式)により、町長に報告しなければならない。

(返還命令及び返還率)

第 9 条 町長は、条例第 11 条及び第 12 条第 2 項の規定により返還を決定した場合は、返還命令書(別記第 7 号様式)により、対象事業者に通知する。

2 条例第 11 条及び第 12 条第 2 項に規定する奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還率は、交付の日からの経過期間に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、対象業種の営業を休止した期間があるときは、交付の日からの経過期間から、当該休止した期間を控除する。

(1) 1 年未満 100 分の 80

(2) 1 年以上 2 年未満 100 分の 65

(3) 2 年以上 3 年未満 100 分の 50

(4) 3 年以上 4 年未満 100 分の 35

(5) 4 年以上 5 年未満 100 分の 20

3 その他の違反行為等による補助金の返還は、町長が別に定める。

(委任)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則は、令和 8 年 3 月 31 日限り(以下「効力期限」という。)その効力を失う。ただし、効力期限以前に交付の決定又は交付を受けた奨励金等に係る第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、この規則の効力期限後においてもなおその効力を有する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日規則第 13 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 3 条関係)

事業計画書

[別紙参照]

別記第 1 号様式の 2(第 3 条関係)

[別紙参照]

別記第 1 号様式の 3(第 3 条関係)

事業費及び資金計画書

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 3 条関係)

事業計画承認等決定通知書

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 5 条関係)

事業承継届

[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 6 条関係)

営業開始届

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 7 条関係)

営業休止(廃止、変更)届

[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 8 条関係)

営業状況報告書

[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 9 条関係)

奨励金返還命令書

[別紙参照]